

瀬戸内海における海砂利採取状況調査

1. 海砂利採取の規制状況及び規制の根拠

A. 海砂利採取の規制状況

- ①何らかの規定等を踏まえ、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ②特段根拠となるものはないが、砂利採取法の採取計画を認可していない。
- ③採取計画を認可しているが、削減に向けた措置を適用している。
- ④過去から採取実績がないため、特段の規制をしていない。

B. 砂利採取法の採取計画を認可しない根拠としている規定等（Aで①を回答した府県）

- ①瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画
- ②その他の条例

	A. 規制状況	B. 根拠規定
大阪府	④	—
兵庫県	①	② 兵庫県漁業調整規則(R2.11 施行)第 43 条に基づき、県内の海砂利採取可能海域の全てを土砂採取禁止区域に設定
和歌山県	④	—
岡山県	①	② 岡山県普通海域管理条例、岡山県普通海域占用等許可事務取扱要領(H10.10 施行)に基づき、平成 15 年 4 月より販売を目的とした海砂利採取を禁止
広島県	②	② 「海砂利採取に関する基本方針(S52.6 制定)」において「過去3か年間に県内海域において海砂利採取許可を受けた実績を有するものであること」を条件とした(H10.2 月悪質な違反を犯した全業者の資格剥奪。資格要件を満たすものが存在しなくなり事実上全面禁止)
山口県	①	② 「一般海域の利用に関する条例」の許可基準である「一般海域における土石採取許可の取扱いについて」(H10.6.1 施行)により新規参入禁止(H19.8.1 操業していた1社が操業区域を変更したため、瀬戸内海での海砂利採取はなくなった)
香川県	①	② 「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、平成 17 年 4 月 1 日から採取禁止
徳島県	②	— 昭和 53 年 12 月以降、「砂利採取法」による海砂利の採取計画を認可していない
愛媛県	①	① 「瀬戸内海の環境の保全に関する愛媛県計画」(H14.7 策定 ^{注1)})に基づき、平成 18 年度より採取禁止
福岡県	①	② 福岡県一般海域管理条例、福岡県一般海域管理運用要綱(H13.4 施行)に基づき採取禁止
大分県	①	① 「瀬戸内海の環境の保全に関する大分県計画」(H20.6 策定 ^{注2)})に基づき平成 20 年6月以降は原則禁止

注1) 令和 6 年 11 月に変更された現行計画においても、採取禁止としている。

注2) 令和 5 年 10 月に変更された現行計画においても、原則採取禁止としている。

2. 海砂利の採取実績量及び採取認可量

(単位：千 m^3)

年度	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	45	27	20	15	17	28	37	39	40	27	19	30	27	26	14	17	21	20

注1) 令和6年度までは採取実績量、令和7年度は採取認可量を示す。

注2) 範囲は、瀬戸内海環境保全特別措置法第2条第1項で定める瀬戸内海とする。

注3) 国や県の事業による航路浚渫に伴う海砂利採取については実績量に含めない。